

## 伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業に関する連携協定書（案）

伊丹市（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、市内に電気自動車用充電設備（急速充電・普通充電）を導入することで利用環境の整備を行うため、次のとおり（仮称）伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）に関する甲及び乙の役割、実施の条件、有効期間等を規定することにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

### （役割等）

第2条 本事業における甲及び乙の役割については、次のとおりとする。

（1）甲 本事業の広報に係る業務の支援

（2）乙 「伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業 -公募型プロポーザル仕様書-」（以下「仕様書」という。）に定める業務内容の実施

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

### （実施の条件）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載された内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

### （経費負担）

第4条 乙が第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、仕様書及び提案に基づくものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び本事業の実施において知り得た情報を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日を起点とし、市施設において最後に設置した電気自動車用充電設備の供用を開始した日から起算して8年に達した日以後における最初

の3月31日とする。

(協定の変更及び解除)

第7条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 相手方当事者がこの協定に違反したとき。

(2) 相手方当事者が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(3) 乙が「伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業 -公募型プロポーザル実施要領-」に示す参加資格要件を満たさないことが判明したとき。

3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年4月 日

甲 兵庫県伊丹市千僧1-1  
伊丹市  
伊丹市長 藤原 保幸

乙 ○○  
●●  
△△